

## 会議録

令和4年度 第3回市川市男女共同参画推進審議会	
開催日時 令和5年1月19日(木) 9時30分～11時00分	
開催場所 男女共同参画センター 5階 研修室AB	
大沼会長	それでは、ただ今より、令和4年度第3回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は、現在15名中10名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第5項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員一同	【了承】
大沼会長	会議は公開することが決定いたしました。それでは傍聴人が入室します。
傍聴人	【入室】
大沼会長	それでは、次第により会議を進めます。 議題1「市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画(案)」です。 事務局から説明をお願いします。
佐々木課長	改めまして佐々木でございます。ご説明いたします。着座にて失礼いたします。本日お配りいたしました資料5をご覧ください。 令和4年12月17日から令和5年1月15日までの30日間を意見募集の期間といたしました、本計画案のパブリックコメントの実施結果になります。 本計画案に対しては、2名の方から合計5件のご意見が寄せられました。 順にご説明してまいりたいと思います。 まず、1件目、女性職員の管理職登用の促進及び市職員への男女共同参画に関する研修の実施について、成果指標は人数にするべきではないかのご意見です。 資料1の20ページをご覧ください。女性職員の管理職登用の促進に関する目標設定は、女性委員の割合で示しております。こちらの事業で目標の参考としている数字が、内閣府が公開している「市町村職員の本庁係長相当職に占める女性の割合」であるため、本実施計画においても割合で示しております。 続きまして、21ページをご覧ください。事業No.4、市職員への男女共同参画に関する研修の実施についてです。こちらにつきましては、研修がオンライン上なのか対面なのか、また人数制限をするかしないか等により参加人数が大きく左右されることがございますため、事業の確実な実施のため実施回数を目値としております。今後も、新型コロナウイルス感染予防等に配慮しながら、実施できる形態での研修を確実に行ってまいります。 次に、ご意見の2件目、「市職員へのワーク・ライフ・バランス推進に関する情報発信」について、職員が休暇を取得しやすい環境づくりのためには職員の声を聴くことが必要で、そのためには職員、市民への情報発信が必要ではないかとの

ご意見です。

4 1 ページをご覧ください。市職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため目標値を情報発信の回数といたしまして、市職員の、育児休業、介護休暇等の取得促進のための土壌づくりに寄与してまいりたいと考えます。

次に、3 件目、「外国人への相談対応」でございます。実績報告値が1 回となっているが、説明が必要ではないかとのご意見です。

6 5 ページをご覧ください。女性の相談室では、必要が無い場合相談者の国籍の確認をしていないため、言語の壁があり通訳を必要とした外国人相談者の相談件数を実績として報告しています。このご指摘について事務局内で検討をいたしました。6 5 ページの事業 No. 2 7、外国人への相談対応の「報告」欄について、「外国人女性の相談件数」から「通訳を依頼した外国人女性の相談件数」とすることでご意見を反映することが叶うのではないかと考えたところです。

今ご説明いたしました事務局からの修正の提案につきましても、本日委員の皆様にご審議をいただければと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

次に、4 件目ですが、こちらは特にご意見ではないためこの場では割愛させていただきます。

最後に、5 件目、「主要課題 2 の成果指標「社会全体で男女の地位は平等になっていると思う人の割合」の理由について詳細に確認するべきではないか。「男女共同参画の施策のうちどれを推進するべきか」の回答の上位は「DV やセクハラ対策」「職場のワーク・ライフ・バランス推進」「学校での男女平等教育」となっており、男性優遇との関連性がわからない、というご意見です。

成果指標については 2 6 ページ、アンケート結果については 1 2 ページにございます。

事務局としては、世界経済フォーラムが公開しているジェンダー・ギャップ指数の日本のスコアが示すとおり、主に経済分野、政治分野での格差が大きいため「男女の地位は平等になっていると思う人の割合」が低いという結果になったと判断しております。

アンケートで多くの方に選択された施策は、男女双方への働きやすい環境づくりに繋がり、その点で経済面や政治面のギャップの解消を促進する、というところで関連していると考えており、引き続き「社会全体で男女の地位は平等になっていると思う人の割合」の向上に図ってまいります。

以上 5 件がパブリックコメント実施期間に寄せられたご意見となります。2 件目の外国人への相談対応につきましても、本計画案の修正をご審議いただくことに該当するものと判断しております。

続きまして、6 3 ページをご覧ください。

前回の審議会にて e モニターアンケートの結果だけではなく、外国人対象のアンケートの結果も併せて載せてほしいとのご意見をいただきましたので、並列して記載いたしました。

最後に、お手元の資料 1 と資料 3、それから資料 7 をご覧ください。

市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画策定の答申（案）となります。  
資料3が答申の「かがみ」となっており、その後ろに資料1の計画が続くという構成になっております。

これまでの審議会にて、委員の皆さまから頂戴したご意見等を踏まえ、資料3の答申（案）の別紙として資料7を作成いたしました。

答申（案）の別紙では、答申に至る背景と、これまでの審議会を通じて、委員の皆さまからいただきました、本実施計画を遂行していく上でのご意見、及びご要望を提言としてまとめさせていただきました。

それでは、資料7の提言部分を読み上げさせていただきます。

#### 提言1

主要課題1「あらゆる分野への男女共同参画の促進」における

個別課題1「政策・方針決定過程への女性の参画」について

国は平成15年に、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、その後の取組により指導的地位に女性が占める割合は緩やかに上昇してきた。ところが、2020年になるも全体として30%の水準に到達しそうとは言えない状況となり、国は新たに2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すとの目標を掲げた。市川市においても、審議会等の女性委員の割合と女性職員の管理職の割合、どちらも30%に到達していない状況が続いている。情報発信や研修、キャリア支援等を実施する等、女性が活躍しやすい環境づくりを積極的に進められたい。

2 主要課題2「男女共同参画の意識づくりと教育の推進」における

個別課題6「家庭における男女平等教育の推進」について

家庭は、社会生活を営む上で最小かつ最も基礎的な集団であり、家族一人ひとりが協力し合って築いていく必要があるが、未だに男女の固定的役割分担意識が解消されたとはいえず、男女で家事や育児への関わりは差がある状態である。幼少期からの意識付けとなるような教育の推進や、家庭における家族の協力や助け合いの意識づくりとなるような講座を実施し、家族を構成する一人ひとりの個性も尊重した家庭生活の構築の促進を図られたい。

3 成果指標と現状値の把握について

今回のみならず、過去における実施計画においても、成果指標についてはeモニター制度アンケートを利用し現状値を把握しているが、現状の把握方法では登録者が限定されることから、回答内容に偏り、市民の意見として把握するには若干の違和感がある。

今後の計画策定にあたっては、幅広い年代からの意見を把握したうえで、より具体的な事業が展開できる把握方法を検討されたい。

提言は以上でございます。

今年度、第1回と第2回審議会における審議内容、および、先にご説明いたしましたパブリックコメントの実施結果を受けまして、資料1、資料3及び資料7からなる本答申案をもちまして、市長への答申を行ってまいりたいと考えており

	<p>ます。</p> <p>第8次実施計画策定の答申案についてのご説明は以上となります。</p>
大沼会長	<p>事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。</p> <p>松本委員、お願いいたします。</p>
松本委員	<p>提言内容について、よくまとめてくださってありがとうございます。私からは、パブリックコメントに対する意見は今ここでお伝えしてよろしいでしょうか。</p>
鈴木主任	<p>今ご意見いただければと思います。お願いします。</p>
松本委員	<p>パブリックコメントでありました、2番目、「市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報発信」について、職員、市民への情報発信が必要ではないか、についてです。市民目線なのですが、もし、市川市役所の職員の間でワーク・ライフ・バランスを推進するためにこんな工夫をしていますよ、とか、こういう取組みをすることで休みやすくなりました、とか、そういった取組みがあれば教えていただけると嬉しいです。基本的に市民の方も、ワーク・ライフ・バランスが実現できれば良いとは思っているとは思いますが、ただそれをどうやって実現したら良いのかわからない、どういう取組みをすればそれが可能となるのかわからないというところで、立ち止まってしまっている会社さんとか職場というの多いのではないかなとは思っているので、市の中で、こういうふうにやったらこういうふうによくいきました、という工夫があれば、可能な範囲で教えていただくと、わからずに止まってしまっている市民も動きやすくなるかなと思います。以上です。</p>
大沼会長	<p>松本委員の質問に対して事務局からお願いできるでしょうか。</p>
佐々木課長	<p>ワーク・ライフ・バランスに関しましては、全庁的に行っているのは研修を実施して、全職員に周知することです。まず言葉の意味から入って、推進していきましょうと。発信が職員課になりまして、そちらから全庁的に進めています。実際に、わずかながら効果は出ていると思いますが、急激に改善されたというものではありません。少しずつですが、地道に我慢強く周知していくということが、職場での意識の変化に繋がっているのではないかと考えられると思います。お手元の資料1の40ページをご覧くださいませでしょうか。今始まったというものではないのですが、職員課が実施している「職員みんなで支え合い計画」というものがございます。これがまさにワーク・ライフ・バランスに当たるものかなと思いますが、計画を掲げて少しずつ地道に改善を図っていくといったことを行っております。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>ありがとうございます。効果が少しずつというのは私自身も会社で働いていて、そんな即効性のあるものは出てこないし、本当に僅かずつの積み重ねで、10年とか経過したところで効果が実感できるころかなと思います。職員の皆さんで支え合っているというのも、計画の中身を詳しく教えてほしいわけではなくて、市川市の職員の中でみんなでワーク・ライフ・バランスを実現していきたいからみんなで支え合っていこうねという雰囲気、理想を掲げているというの</p>

	を、たとえば採用の時とかでわかるような仕組みにさせていただけると市川市は職員として働くのにすごく魅力のあるものとしてとらえてくれる可能性があふれていくかなと思いますので、アピールしていただくと嬉しいなと思います。よろしくおねがいします。
大沼会長	松本委員の意見に対して、何かありますでしょうか。相良委員お願いします。
相良委員	質問ですが、情報発信というのはどのような形で発信しているかというところをお聞きしたいです。
大沼会長	では相良委員からの質問に対して、事務局からお願いできますでしょうか。
鈴木主任	市職員に対してと市民に対して、どちらもレターを作成して、市内各所に設置して目に触れていただけるようにしています。また、ワーク・ライフ・バランスの講座をさせていただいた時にも、周知や説明をしているところです。
大沼会長	ありがとうございました。相良委員お願いします。
相良委員	ありがとうございました。レターということですが、たとえば市報の中に枠を設けて発信するという形だとより伝わるのかなと思いました。
大沼会長	ありがとうございました。市報の中にワーク・ライフ・バランスの枠を設けたらどうかというご意見でした。他にご意見はございますか。松本委員お願いします。
松本委員	レターは私も図書館や公民館に行ったときになるべく目を通すようにしておるのですが、市報の方が、LINEでも広報いちかわが出ましたと連絡がくるので確実に見れます。レターだと見落とししてしまう人がいるかもしれません。市報の掲載の枠もあるのでなかなか難しいとは思いますが、いつか企画ものとして市川市の職員でワーク・ライフ・バランスのこんな取組みをしていますといった特集を載せてもらえたら嬉しいなと思います。よろしくお願いします。
大沼会長	松本委員のご意見に対して、事務局の方からすぐにお答えをいただくのは難しいと思いますが、何かございますか。
佐々木課長	そのあたりのことですが、私たちの方から職員課の方に投げかけるといった形で提案してみたいと思います。
大沼会長	ありがとうございました。ぜひお願いしたいと思います。他にご意見ございますか。それでは、市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画策定の答申案については以上でよろしいでしょうか。 本日意見のあった部分は修正、調整し、皆様に確認いただいたのち、答申を行うという流れになります。以上を前提として、計画自体をご了承いただけるということでよろしいでしょうか。
委員一同	(了承)
大沼会長	それでは続きまして、議題2「市川市男女共同参画基本計画 第5次DV防止実施計画(案)」です。事務局から説明をお願いします。
佐々木課長	それでは、お手元の資料6をご覧ください。 本計画案のパブリックコメントの実施結果でございます。

第8次実施計画（案）と同様に、令和4年12月17日から令和5年1月15日までの30日間を意見募集の期間といたしました。本計画案に対しては、1名の方から2件のご意見が寄せられました。順にご説明してまいりたいと思います。

まず、1件目です。相談窓口について、インターネットにおける周知活動を検討するべきではないか、というご意見です。

資料2の26ページをご覧ください。現在、事業としては事業No.1から事業No.6までが周知活動や情報発信にあたる部分です。加えて、公式Webページでの相談室の案内、講座での案内、また新規開始いたしましたSNS相談上での案内等をしているところです。今後もより効果的な周知方法を検討しながら、必要とする方に支援が届くよう努めてまいりたいと考えております。

続いて2件目、事業No.7「通報への的確な対応」について、報告値を「通報に対する応対件数」ではなく、的確さに重点を置いた評価方法を検討し、「的確さ」を評価・報告できるように検討すべきではないか、とのご意見です。

29ページをご覧ください。

通報を受けた時点での被害者の事情、置かれた状況、今後の生活の希望等は様々で、「的確な支援」はその都度違うものになります。そのため、報告値を報告件数としているところですが、支援に当たっては一人ひとりの事情に沿った支援に努めております。今後も全ての案件が安心していただける支援となるよう、努めてまいります。

以上2件がパブリックコメント実施期間に寄せられたご意見となります。いずれもご説明のとおり、皆様にご審議いただいた本計画案の修正には該当しないものと判断しておりますが、いただいたご意見の真意を反映できるような事業展開を心がけたいと思います。

続きまして、お手元の資料2をご覧ください。成果指標の文言について、若干の修正をいたしました。

24ページをご覧ください。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくりの成果指標について、「DVは許されないものだと思う人の割合」から、「DVは許されないものだと考えている人の割合」と変更しました。「思う」は瞬間的な気持ちや、感情的な心の動きを指すことが多いのに対し、「考える」は、継続的な分析や、筋道を立てた判断を指すことが多い表現であるため、本件の成果指標の場合は「考える」が適切だと判断し、修正いたしました。

次に30ページをご覧ください。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実 の成果指標についてでございます。「本市にDVに関する相談窓口があることを知っている人の割合」から、「本市にDVに関する様々な相談窓口があることを知っている人の割合」としました。本市では子育ての相談、健康の相談、経済面の相談など、様々な相談窓口がございますが、どこの窓口でDVの相談に絡む相談をしていただいても、お話を伺い、必要に応じて当課へ繋がります。DVにお困りの方がたとえ当

課の窓口を知らなくても、本市窓口のどこでも相談していただきたいという考えから、このように修正いたしました。

続きまして、35ページをご覧ください。

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実 の成果指標を、「本市のDVに関する支援について知っている人の割合」から、「本市のDVに関する様々な支援について知っている人の割合」としました。

ご承知のとおりDV被害者の自立支援は多岐にわたり、決まった1つの支援だけでは被害者の救済はできません。実際に当課でも様々な支援をしております。そこで、このように修正しました。

続きまして、40ページをご覧ください。

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制 の成果指標について、「市の行政支援に期待する人の割合」から「本市の緊密な連携による支援に期待する人の割合」という少し踏み込んだ内容としました。

基本目標Ⅲでも申し上げた通り、自立支援は多岐にわたっており、他課との連携は必須となっております。一つの行政の窓口だけではなく、他課と緊密に連携し、相談者一人ひとりの事情を酌んだ支援をすることを期待していただくよう、このように修正をいたしました。

最後に、お手元の資料2と資料4、それから資料8をご覧ください。

市川市男女共同参画基本計画 第5次DV防止実施計画（案）の答申（案）となります。資料4が答申の「かがみ」となっており、その後ろに資料2の計画が続くという構成になっております。これまでの審議会にて、委員の皆さまから頂戴したご意見等を踏まえ、資料4の答申（案）の別紙として資料8を作成いたしました。答申（案）の別紙では、答申に至る背景と、これまでの審議会を通じて、委員の皆さまからいただきました、本実施計画を遂行していく上でのご意見、及びご要望を提言としてまとめさせていただきました。

それでは、資料4の提言部分を読み上げさせていただきます。

#### 提言1

基本目標Ⅰ 「DVを許さない社会づくり」における取組の方向1「DV防止の啓発」について

DV（ドメスティック・バイオレンス）についての正しい知識と理解を得るための情報提供については、これまで実施してきた講座に加え、市民がイメージを作りやすいよう、媒体等としてふさわしいものを選定するなど工夫を図りたい。

さらに家庭におけるコミュニケーション不足や、周囲に馴染めず生きづらさを感じることからDVに繋がることがあることから、コミュニケーション講座や生きづらさを和らげるアプローチをする等して、DV加害者を出さないような取り組みに努められたい。

2 基本目標Ⅱ「安全で安心できる相談体制の充実」における取組の方向6「職務関係者の資質向上」について

	<p>DV被害者への支援を適切に行うためには、職務関係者の資質向上が欠かせないところである。昨今のコロナ禍においてはテレワークや収入の減少によるDVが増加する等、社会情勢により新たな問題も生まれてくる。相談員をはじめとする職務関係者が、研修等を通じて支援に必要な知識や情報を習得し、さまざまな悩みや複雑な問題を抱えるDV被害者の事情や個性を踏まえた支援が出来るよう、引き続き相談体制の充実を図りたい。</p> <p>加えて、現在国が試行している加害者プログラムについても情報を吸収するよう努め、国や県と連携を図りながら、施策の実施の検討をされたい。</p> <p>3 成果指標と現状値の把握について</p> <p>e モニター制度アンケートにおいて把握しているが、現状の把握方法では登録者が限られることから、回答内容が偏り、市民の意見として把握するには若干の違和感がある。</p> <p>今後の策定にあたっては、幅広い年代からの意見を把握したうえで、より具体的な事業が展開できる把握方法を検討されたい。</p> <p>提言は以上でございます。</p> <p>今年度、第1回と第2回審議会における審議内容、および、先にご説明いたしましたパブリックコメントの実施結果を受けまして、資料2および資料4からなる本答申案をもちまして市長への答申を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>第5次DV防止実施計画策定の答申案についてのご説明は以上となります。</p>
大沼会長	事務局からの説明が終わりました。何かご意見ございますか。松本委員お願いいたします。
松本委員	<p>ありがとうございます。資料2の40ページの市の緊密な連携による支援に期待する人の割合というのが予想よりもかなり高い数字が出ていて、皆さん市の支援に期待していらっしゃるのだなという印象でした。とても信頼されていると思いましたが、市民の人も何かあったら市が助けてくれるという思いが強いのではないかと思います。DVに関わりはなかったのですが、ワクチン接種券が早くきたり、給付金の振り込みが迅速であったりと、市川市の行政の動き全般に関して市民の信頼感が高いのではないかなと思います。おそらく、普段DVに縁がない人というのは、普段自分が接したところでの印象で市の全体の印象を決めてしまっているところだと思うのですが、市川市が全体的に良い印象を持っているのではないかなと思います。完全に私事ですが、先日マイナンバーカードの電子証明書の更新に行きましたら、待ち時間の番号札が今何番だとモニターで表示しているのをYouTubeで流してくださってまして、それがすごく好評で、インターネット上でも素晴らしい取り組みだと好評だったので、そういった取り組みも進めていただくと市川市の評判も良くなっていくのかなと思います。</p>
大沼会長	松本委員ありがとうございます。市民の方が身近に感じていらっしゃる印象からDVに関しても信頼が厚いのではないかとのご意見でした。他にご意見はございますか。松尾委員お願いします。
松尾委員	全体を通してといたしますか、議題1も含めてという形ですが、答申案を拝見す



	<p>ると端的によくまとめていただいたなと思います。ありがとうございました。感想なのですが、今後、たとえば講座や研修をやっていますということだけではなく成果、効果というのを検証して、その時その時の状況に応じた更なる展開というものが必要になってくるかもしれませんので、それを踏まえた上で、今後も事業を進めていただければと思います。ありがとうございました。</p>
大沼会長	<p>松尾委員ありがとうございました。他にご意見、感想等ありましたらお願いします。はい、松本委員お願いいたします。</p>
松本委員	<p>資料8の提言の1番、基本目標Iのところを読んでいたんですが、DV防止啓発について生きづらさやコミュニケーション不足の点に踏み込んでよくまとめてくださっていると思います。もしさらに進めるとしたらまた次の機会となるかもしれませんが、デートDVの方に踏み込んで、結婚する前のところである程度被害者加害者の発生を減らしていける可能性はあると思います。結婚する前の、お付き合いしている段階の時におこるDV、たとえば、その日はそういう気持ちではないのにセックスしようと言われて断れなかったり、付き合っていて好きだったら自分が乗りきでなくても応じないといけないなと思っていたりだとか、デートで遊びに行く時にお金をどちらが負担するということでの違和感だったりというのを、違和感があるまま我慢しなくても良いんだよというふうな教育をしていけると結婚してからDVに発展する前の段階で止められる可能性が増えてくると思います。今は中学生、高校生の中でもデートDVの話聞いたことがある方が増えてきていらっしゃるかと思いますが、まだ結婚する前の段階から、好きな人がいてその人とお付き合いするのは良いけれど、その中でのコミュニケーションをどううまくとっていくか、ということを考える機会があったりすると、結婚してしまって子どもも生んで、という段階で暴力を受けることを止めることができたりだとか、パートナーとコミュニケーションを円滑に進められるという能力が高いので2人で協力して乗り越えていこうねということが出来たりだとか、という方に注目していけると良いなと思っています。</p>
大沼会長	<p>松本委員ありがとうございました。結婚してからのDVの防止や対応の前でできることがあるのではないかというご意見でした。他にご意見はございますでしょうか。門倉委員お願いいたします。</p>
門倉委員	<p>付け足しといたしますか、今のデートDVについて事務局の方が詳しいとは思いますが、パンフレットの配布をなさったりしていたかと思いますが、どうでしょうか。</p>
大沼会長	<p>今の門倉委員のご質問だと思いますが、事務局の方はいかがでしょうか。</p>
鈴木主任	<p>高校生を対象にデートDVのリーフレットの配布をして、こういった場合には相談できますよとか、そういった啓発を続けているところです。</p>
大沼会長	<p>そのリーフレットはどのようなところに置かれているのでしょうか。</p>
鈴木主任	<p>高校生には配布しているので、一人ひとりが持っているのかなというところと、男女共同参画センターにも設置しております。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。はい、松本委員お願いいたします。</p>

松本委員	DVのパンフレットやチラシに関しては、図書館のチラシコーナーで何度かお見掛けしています。発行元は千葉県だったかもしれませんが、特に11月のDV防止月間には図書館のチラシコーナーでお見掛けしますし、手に取ることもあります。チラシの内容もだんだん良くなっていて、DVの加害者に、社会的に地位のある人もいるんですよと言及されていて、進んだ形だと思います。被害者にとって、社会的な地位のある人に対して異議を申し立てるのはおかしいのではないかなとか、これは私が悪いから我慢しなくてはいけないのかなという思い込みがちなんですね。以前ほど男性が働いていて女性が専業主婦でという世帯の比率が下がってきたとは言っても、やはり社会的な地位のある人に対して、私がおかしいのかなと我慢してしまうことはすごく多いので、社会的な地位のある人でも、DVをする可能性はあるんですよというのを教えてもらえると、そこで一度思考がフラットになって彼の、もしくは彼女の、地位の高さは脇に置いておいて、その行為が妥当なのか、そうでないのかというところに意識を向けられる、とても良いパンフレットだと思います。
大沼会長	松本委員ありがとうございました。それでは小林委員お願いいたします。
小林委員	今のパンフレットのことも、学校でそれに特化したことを言う機会もなかなか難しいところがありまして、学校に配布することをお願いいただくとパンフレットを配る際に職員から話をする良いチャンスになりますし、人権教室や人権講演会などでも触れていただけることで、毎年子どもたちは卒業して入れ替わっていきますので、そういうところは継続していただくと大変助かります。以上です。
大沼会長	はい、ありがとうございました。リーフレットの配布と先生からのお話、という意見でした。他には何かありますか。はい、門倉委員お願いします。
門倉委員	今、人権教室や人権講演会での取組のお話がありましたので。前回、人権講演会はコロナの関係で動画でやっております、基本的な人権とは何か、というようなテーマでやっております。それで、学校の方からの結果の、希望等がつい最近あがってきたのですが、中学生に人権というのは、感想をいただいたら人権の大切さがわかったとか、いじめについてのことを考えさせられたとか、中学生でここまで理解して聞いてくれたんだと思う反面、やっぱりちょっと難しいというのもあるって、ぜひデートDVというようなものも、取り上げられるような、お話ができるような先生、弁護士さんなんですが、議題として取り上げていきたいと思っております。
大沼会長	門倉委員ありがとうございました。藏委員お願いします。
藏委員	デートDVは今、市内でいろいろと教育をされていると思いますが、具体的にはどのような教育をしていますか。たとえば講演、DVDを見せながらみんなで考える、この会話はどのようなDVですか、というような。市川市はどのような講演やDVDを見せているか、知りたいです。以上です。
大沼会長	藏委員の質問に対して事務局からお願いします。
佐々木課長	デートDVに関しましては、先ほど申し上げたパンフレットですかポスター

	<p>といった活動に留まっておりまして、また直接学校現場に踏み込むことが我々できませんので、教育委員会の方にお任せしているところでございます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。松本委員、お願いします。</p>
松本委員	<p>パンフレットを配っていただくのはすごくありがたいですし、すごく気軽に読めて、理解しやすいのですが、以前別のところで男女共同参画に関わることをやっていた時に、演劇の形でデートDVを教えていたり、あとその演劇団体さんがLGBTQをテーマに演劇をされていたことがあったり、私もその演劇の一部を見ていたのですが、演劇という媒体だと自分とは違う人の話として見れて、なおかつ、役者さんたちが演じる人の苦しみも身近に感じることができる。自分ではないけれども、目の前にいる人の苦しみであったりどうしたら良いというのが伝わりやすい媒体だったなと思います。もちろん動画とかでも良いと思うのですが、文章で伝わりやすいところ、伝わりにくいところ、そういうところを役者さんが演じることで感じやすかったり、逆に感情移入してしまうというのがあるかもしれないのですが、どういう表現方法であればわかりやすいのかなというところは私も日々悩むところです。デートDVというか、お付き合いに関するところ、恋愛感情を抱いて、お付き合いしたいなという気持ちだったり、お付き合いしている中で起こってくる問題だったりというのは、もしかしたら中学生だったら人権という言葉で言われるよりも、好きな人とか気になる人とかいるよね、という言い方で教えてもらったりすると、身近に考えることができるのではないかと思います。性教育と関わってくるところですが、子供向けの、水着で隠すところは人に見せたり触らせたりしないんだよ、とかがわかりやすく教えてくれているものがあつたのですが、人権という高尚な概念のところと、身近なところをどう伝えていけば良いかなというのは私も日々悩んでいるところではあります。</p>
大沼会長	<p>松本委員ありがとうございました。今のご意見は、家庭内というよりは、家庭に入る前の教育の現場での啓発が大事ということになりましたが、教育の現場に介入することは難しいとのことなので、教育委員会と連携して男女共同参画の教育を進めていくことは可能なのでしょうか。</p>
佐々木課長	<p>まず1つ目が、直接生徒さんに対しての取組ということになると、基本的には学校の方にお任せになっているのですが、先ほど門倉委員さんからもありました通り、人権教室、人権教育ということを紹介してそういう取組をすることは可能かなと思いますので連携させていただきたいと思います。それから松本委員さんから演劇を紹介するという話がありましたけれども、こういったことだけではなくて幅広い分野の講座で、やり方はいろいろあると思うのですね。演劇というのも1つの形だと思います。いろいろな伝え方というのをさらに研究して、講座そのものを現在の対面式とオンラインだけではなくてさらに広がりがあった形を検討していく必要があると考えておりますので、そのあたりは検討しながら、連携できるところはしっかりと連携しながら、良い形を作っていきたいと思います。以上です。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。要望が盛りだくさんで申し訳なかったのですが、よろしくお願ひしたいと思います。他に何かございますか。</p>

	<p>それでは、市川市男女共同参画基本計画第5次DV防止実施計画策定の答申案については以上でよろしいでしょうか。</p> <p>本日意見のあった部分について修正、調整し、皆様に確認いただいたのち、答申を行うという流れとなります。</p> <p>以上を前提として、この計画自体をご了承いただけるということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(了承)
大沼会長	<p>会議録作成についてお知らせいたします。</p> <p>本日の会議録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様を確認をいただいた後に、ホームページ等で公表していく予定となっておりますので、ご協力をお願いします。それでは、事務局からお願いします。</p>
鈴木主任	<p>本日ご審議いただきました各答申案の今後の予定をご連絡いたします。</p> <p>本日ご意見のあった部分について修正、調整し、皆様に確認いただいたのち、市長への答申を行います。その後市役所内部の合意を図り、各計画の策定となります。</p> <p>各計画が策定し次第、委員の皆様には計画冊子をお送りいたします。</p> <p>今年度の審議会はこれをもって終了となります。</p> <p>本審議会委員の皆様が令和5年5月31日まででありますことから、今後、更新、あるいは次期委員のご推薦等、改めて依頼をさせていただく予定であります。引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です</p>
大沼会長	<p>それではこれをもって、令和4年度第3回市川市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

令和 5 年 3 月 18 日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 大沼 良子